

| 会議録 | |
|--------------|--|
| 会議名 | 第3回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会 |
| 開催日時 | 平成26年11月20日(木) 午後2時から～ |
| 開催場所 | 水道局3階大会議室 |
| 出席者 | <p><委員> 富島喜揮(会長) 都寄和美 八木宏暢 浜田英雄 多田羅廣子 入江正憲 横田浩基 笹川義幸 大林セツ 河崎春海 清廣百合江 辻村令子 片岡千晶 和泉千代 加藤悟史 三好康弘</p> <p>事務局</p> |
| 欠席者 | <委員> 中澄夫 藤本美幸 |
| 傍聴者 | なし |
| 議題 | <p>(1) 計画の素案について</p> <p>(2) その他</p> |
| 会議の経過および発言要旨 | |
| 1. 開会 | |
| 事務局 | <p>—開会 午後2時00分—</p> <p>第3回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会を開催いたします。</p> <p>なお、中委員、藤本委員は所用により欠席となります。</p> <p>まずは資料の確認をいたします。不足している資料はございませんでしょうか。</p> <p>それではこれからの進行については富島会長にお願いします</p> |
| 2. 議題 | |
| 会長 | 皆様こんにちは。設置要綱に基づきまして議事に入ります。議題1の計画の素案について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 計画の素案について説明(第1章、第2章の説明) |
| 会長 | この計画は来年度からの計画ですが、2月までに終わらないといけないのですか。協議会はあと何回ですか。 |
| 事務局 | 計画は平成27年度から始まります。協議会はあと1回になります。次回は12月下旬に開催予定です。 |
| 会長 | 計画について話し合う場は本日とあと1回になります。皆様から積極的にご意見いただけるといい計画ができるのではないかと思います。 |
| 委員 | 数値でわからないところがあります。計画の素案 23 ページにある計画相談支援 |

| | |
|-----|--|
| | の平成 24 年度の数値について 91.6 と、なぜ小数点になっているのですか。 |
| 事務局 | 計画相談支援は平成 24 年の 4 月から始まった制度です。前回の計画は 23 年度に作成しました。 |
| 会長 | 数値は人数を表しているのに小数点とはどういうことですか。 |
| 事務局 | 年間の見込み人数を 12 か月で割って数値を出しましたので小数点になっております。 |
| 会長 | 計画値は年間の見込み人数から月で割って出た数値で、実績値は実績に基づくので小数点が無いということですね。 |
| 事務局 | その通りです。 計画の素案(第3章, 第4章説明) |
| 会長 | ただいまの説明に対し、質問等はございますか。 |
| 委員 | 35 ページで子どもを児童に修正したとありましたが、学校教育では子どもと児童は違います。児童は小学生だけになります。これは学校教育課からの訂正ですか。もう1点, 37 ページの「就労を行い」は「就労し」の方が柔らかい表現になるのでいいのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 訂正いたします。 |
| 会長 | 有難うございました。その他に何かありますか。 |
| 委員 | 地域の人々の理解を求めていくことが重要です。見守りについてなど、情報をみんなに提供して行くことが必要です。この間の防災訓練にどれくらいの障がい者が参加しているか聞きましたが、危ないのでは行かせなかったと言う方がおられました。小さい地域であれば行きやすく、地域の方に理解してもらえるので親としては良いとの意見がありました。これから地域でどのように取り組むかが重要になります。 |
| 会長 | 救急防災対策で障がいを持った子どもへの対応を考えた方がいいですか。高齢者にも配慮したと言う文言はありますが。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 地域にもよりますが、高齢者は見守りに行く方が多くいて、見に行くだけでも効果があります。 |
| 会長 | 救急防災対策に体が不自由な人、小さな子どもに対しての配慮も入れる必要があるのではないのでしょうか。身体障がいについてはいかがですか。 |
| 委員 | 身体障がい者についてもその方向で進んでもらいたいと思います。また1点、要望があります。31 ページにある障がい者相談員の制度を知らない人が数多くおられます。制度の啓発も行政の方でお願いできればと思います。 |
| 会長 | 当事者の方が制度等を利用しやすいような啓発をしていく内容を入れると言うことでよろしいでしょうか。ご指摘頂いた点は 41 ページにあるアクセシビリティに関する内容だと思います。精神障がい者について何かございますか。 |
| 委員 | 相談支援体制についても進めてもらっていて、少しずつ改革されていることは嬉しいことです。 |
| 会長 | 有難うございました。支援する側からは何かございますか。 |
| 委員 | 42 ページにある福祉避難所とは病院などのことを指しているのでしょうか。 |
| 事務局 | 福祉避難所について具体的に申し上げますと、入所施設では「瀬戸福祉会」、通所施設では「若竹会」、「五色会」です。3法人の5つの建物を福祉避難所として協定を締結しております。他にも福祉避難所になることを検討中のところもございます。 |
| 委員 | 当事者の方が該当の施設のことをどの程度知っているのでしょうか。先日、ケース会議があった時に障がい者の方がどこに行ったらいいのか、避難場所等で食事も普通に食べられないこともあるので、そういったことを配慮してもらえるような設備が整っている場所があるのかなど話に出ていたのですが伺いました。 |
| 会長 | 今の意見は福祉計画をこれからどうするかというより、もう少し具体的なことで、現場レベルで理解してもらい、取り組んでもらえたらと言うことですね。社協の方はどうですか。 |
| 委員 | 地域での活動は地域福祉計画、地域福祉活動計画の中で障がい者の方への支 |

| | |
|-----|---|
| | <p>援を反映している部分もあります。地域の活動について具体的にどういう入れ方をすればいいのかなと考えています。</p> |
| 会長 | <p>社協の計画とのリンクをどうするかということですか。</p> |
| 委員 | <p>実際の活動の際に連携が取れるように進めて行ければと思います。</p> |
| 会長 | <p>行政の作る計画なので特定の団体を取り上げることは難しいですが、社協は地域福祉の大事な役割の機関になります。他に医療の側から意見はありますか。</p> |
| 委員 | <p>今日の議題は素案とあるが、具体的なことを決める会議ではないのですね。全体的なことはこれで良いのではないかと思います。個々の具体的なことはこれからということですね。</p> |
| 会長 | <p>そうですね。それぞれの担当課が具体的な事業を実施していくことになります。</p> |
| 委員 | <p>例えば、相談員に関してですが、誰がどこにいるのかなどの計画は新たに作られるのですか。具体的なことが出てこないと言いかたがありません。この計画は全体的な方針を示した憲法みたいなものですか。</p> |
| 会長 | <p>全体の指針になります。他にはありますか。私の方でも気になることが幾つかあります。</p> <p>「住み慣れた地域で豊かに安心してすごせるまち」についての「すごせる」を平仮名にしたことについて、皆さんはいかがですか。今回、修正した点は委員の中から出た意見ですか。</p> |
| 事務局 | <p>委員からでは無いですが、「過ごせる」という漢字が、過ぎるや過ちとも読めるのでマイナスのイメージがあるとの意見がありました。「暮らせる」という言葉もありますが、前回の計画から引き続いてきた理念ですので、「すごせる」を平仮名にして継承したいと考えています。</p> |
| 会長 | <p>事務局の判断で平仮名にしたのですね。事務局としての理由は何ですか。</p> |
| 事務局 | <p>事務局としては「過ごせる」がマイナスのイメージに繋がるところもあるので、出てきた意見を協議会で諮って、検討してもらえればと考えています。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | 皆さんはいかがですか。このままでいいですか。 |
| 委員 | このままでいいと思います。柔らかい感じがするので。 |
| 会長 | では、事務局の提案の通り、平仮名で進めてもらいます。言葉の表現、イメージのことについて私からもあります。29 ページの「行政の手」について手はいかがですか。身体障がい者の方で手が無い方、足が無い方がおられます。体の一部を使った表現は当事者からすると差別的な表現に捉えられることがあります。一人ひとりに配慮するのであれば、この表現を変えてもらいたいです。「行政のサービスが届きにくい」で良いのではないかと思います。次に 31 ページにある「コンシェルジュ」の言葉についてもっとわかりやすい言葉の方が良いのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 「コンシェルジュ」については市長の発案によって、市役所の玄関に若手職員を中心に案内人を配置しています。これを「コンシェルジュ」として記者発表等をしております。坂出市の特性としてこの言葉を使いました。 |
| 会長 | わかりました。次に 34 ページの「医療・リハビリテーション」とあるが、33 ページには「リハビリテーション医療」とあります。「医療・リハビリテーション」でいいのではないのでしょうか。次に 33 ページの現状と課題に「社会参加の場の充実」とありますが、34 ページの精神保健福祉の充実の中に入っていない。「社会参加の場の充実」に関する文言を追記した方が良いと思います。次に 35 ページにある「スクールアドバイザー」は坂出市独自の制度ですか。 |
| 事務局 | 「スクールアドバイザー」は全国的ですが、香川県は先進的に設置が進んでいると聞いています。 |
| 会長 | スクールソーシャルワーカーのことですか。スクールソーシャルワーカーに変更した方が良いのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 訂正いたします。 |
| 会長 | 39 ページに「自立した生活」とありますが、グループホームのことしか書いていません。本当に自立した生活とするのであれば、一人暮らしできるように民間アパート等暮らせるサービスの充実と言った内容が必要かと思います。検討をお願いします。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 計画の素案(第3章, 第4章説明) |
| 会長 | 具体的なサービスの数値が出ていますが, 皆さん意見はありますか。前回の意見は反映しているのですね。 |
| 事務局 | はい。 |
| 委員 | 49 ページにある施設入所支援の数値が 26 年度から 29 年度にかけて減っているのは施設の入所者が減るという見込みでしょうか。 |
| 事務局 | 全体として減る見込みとしています。国の基本指針の中で地域生活への移行の目標がありますのでそれに従って地域で生活したい方への支援を進めていくことを考え, 減る見込みとしています。 |
| 会長 | この計画そのものが地域移行を目指しています。 |
| 委員 | 24 時間支援することが居宅では難しいので施設に入所する人が多くいます。私の実感では減るのではなくて増えていると感じたので伺いました。 |
| 会長 | 他に意見はありますか。 |
| 委員 | 福祉施設から一般就労への移行の人数を2倍にするのは国の基本指針ですよね。 |
| 事務局 | 国の基本指針では決められていますが, 地域の実情に応じた目標とありますので県とも協議しながら坂出市の実情を踏まえた目標を定めていきます。 |
| 委員 | 現場からすると, 12 人の目標になると1か月に1人が移行することになります。目標を高く掲げるのはいいと思いますが, なかなか難しいのではないかと思います。 |
| 事務局 | 坂出市の現状ですが, 平成 25 年度は4名, 平成 24 年度は6名の方が一般就労をされました。 |
| 会長 | 他に意見はありますか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 知的障がい者の方は一般就労を望む方が多くいますが、ふさわしい仕事がありません。その人に合った仕事があればいいのですが、なかなか見つからないのが現状です。環境の良い職場があれば一般就労は増えると思います。 |
| 会長 | 44 ページに「差別の解消・権利擁護」とありますが、企業における障がい者への差別や虐待の防止を追加した方がいいのではないですか。あと、58 ページに相談支援窓口一覧に災害時の福祉避難所等が掲載されるのですか。 |
| 事務局 | 災害時の福祉避難所については別の計画になります。 |
| 会長 | 56 ページについて関係機関の中で研究機関との連携を追加してください。その他に質問はございますか。資料について次回は2, 3日前には送付してもらえようお願いします。今日はこれで会議を終了します。 |
| 事務局 | スケジュールについて次回の会議は12月18日を予定しています。 |